

## 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例制度について、適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に税務署長に提出する申請書の記載事項及びその際に申請書に添付すべき書類の細目、適格外国仲介業者が混蔵寄託を受けた一括登録国債について受寄金融機関等に対し通知する事項の細目等を定めることとする。（第3条の18関係）
- 2 特定電気通信設備の特別償却制度について、次のとおり適用対象の見直しを行うこととする。（第5条の16、第20条の11関係）
  - ①広帯域加入者網普及促進設備（デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、加入者系無線アクセス通信用無線設備及びケーブルモデム）を追加（18%）
  - ②電気通信基盤充実設備について、波長分割多重化装置を追加し、低速対応型同期デジタル伝送装置を除外（15%）
  - ③電気通信役務安定提供設備について、コンピュータウイルス監視装置を追加し、非常用無線装置及びとう道を除外 等（12%）
- 3 医療用機器等の特別償却制度について、適用対象に救急医療用機器として超音波診断装置、超音波式経頭蓋血流測定装置及び生体情報モニタを加えるとともに、これらの機器を設置する救急医療の提供体制が整備された病院の範囲を定めることとする。（第5条の20、第20条の16の2関係）
- 4 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等制度について、適用対象となる障害者対応設備等の細目を定めることとする。（第5条の21、第20条の18関係）
- 5 林業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度について、森林施業の受託の拡大要件の見直しを行うこととする。（第5条の23、第20条の19関係）
- 6 個人の短期譲渡所得の課税の特例について、軽減税率の特例の対象となる土地等の譲渡に係る適正価格要件の適用停止措置の期限を3年延長することとする。（第13条の5関係）

- 7 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明書制度の対象とされている社会福祉法人の設置に係る保育所の人数要件を20人以上（現行60人以上）とする。  
（第14条関係）
- 8 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の適用対象となる林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあつせんにより行われる山林に係る土地の譲渡について、当該特別控除を受けようとする場合に所轄税務署長に提出する書類の細目等を定めることとする。（第18条関係）
- 9 特定短期国債等の混蔵寄託の告知書制度について、外国仲介業者を通じて混蔵寄託をする場合の細目を定めることとする。（第19条の5関係）
- 10 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書の記載事項、提出すべき告知書の記載事項、その際に提示すべき確認書類の細目、商品先物取引に関する調書の記載事項等を定めることとする。（第19条の7から第19条の9関係）
- 11 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、分割等が行われた場合における分割法人等又は分割承継法人等のそれぞれの比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に係る合理的な方法についての認定を受けるための細目を定めることとする等、合併・分割等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の細目を定めることとする。（第20条から第22条の17関係）
- 12 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の計算の特例について、適用対象となる特定受贈者、一定の増改築等を行った者等がこの特例の適用を受けようとする場合の手続の細目を定めることとする。（第23条の6関係）
- 13 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の特例について、地上権等の設定がなかったものとみなされる一時的道路用地等に係る承認を受けようとする場合の手続の細目等を定めることとする。  
（第23条の7、第23条の8関係）

- 14 都道府県知事に対する森林所有権の移転等のあつせんの申出に基づき取得する森林に係る土地の所有権の移転登記に対する軽減措置について、この特例の適用を受けようとする場合の手続の細目を定めることとする。（第28条の2関係）
- 15 株式会社等が新設分割又は吸収分割により取得した不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、この特例の適用を受けようとする場合の手続の細目を定めることとする。（第30条の3関係）
- 16 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置について、この特例の適用を受けようとする場合の手続の細目を定めることとする。（第31条の9関係）
- 17 合成清酒等に係る酒税の税率の特例について、適用除外となる合成清酒等の要件である酒類の性状の測定方法を定めることとする。（第37条の4関係）
- 18 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 19 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行することとする。

○財務省令第三十二号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百十一号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日

財務大臣 宮澤 喜一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の八」を「第十九条の十一」に改める。

第三条の十三第一項第三号中「第三条の五第八項」を「第三条の五第九項」に改める。

第三条の十八第二項中「第十三項」を「第十九項」に改め、同項第二号中「同じ。」の下に「又は適格外国仲介業者（法第五条の二第四項第三号に規定する適格外国仲介業者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「第五条の二第四項第三号」を「第五条の二第四項第五号」に改め、「当該受寄金融機関等」の下に「又は当該適格外国仲介業者」を加え、「同項第四号」を「同項第六号」

三条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書等)

第十九条の七 施行令第二十六条の二十三第二項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書は、法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得又は雑所得のそれぞれについて作成するものとし、当該明細書には、当該事業所得又は雑所得の区分に応じ次に掲げる項目別の金額を記載しなければならない。

- 一 総収入金額については、商品先物取引(法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引をいう。次号及び第十九条の九において同じ。)の差金等決済(同項に規定する差金等決済をいう。次号及び第十九条の九において同じ。)に係る利益又は損失の額及びその他の収入の別
- 二 必要経費については、商品先物取引の差金等決済に係る商品先物取引に要した委託手数料の額(商品取引所法施行規則(昭和二十五年農林省、通商産業省令第七号)第四十七条第一項第五号に掲げる委託手数料の額をいう。)及びその他の経費の別

2 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、同項に規定する商品先

物取引に係る課税雑所得等の金額」とする。

(商品先物取引の差金等決済をする者の国内に住所を有しない場合の告知すべき居所地等)

第十九条の八 法第四十一条の十四第三項に規定する財務省令で定める場所は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する個人 当該個人の居所地

二 所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者(前号に掲げる者を除く。)  
当該非居住者の国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。)の所在地

三 所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者(第一号に掲げる者を除く。) 当該非居住者の国外にある住所地又は居所地

四 法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人 当該外国法人の同法第十七条第一号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの(これらが二以上あるときはそのうち主たるものとし、当該外国法人が商法第四百七十九条第二項(有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)<sup>①</sup>又は民法第四十九条第一項の規定による登記をしているときは当該登記<sup>②</sup>をしてしている事務所、事業所その他これらに準ずるものとする。)の所在地

五 法人税法第四百一条第四号に掲げる外国法人 当該外国法人の国外にある本店又は主たる事

## 務所の所在地

2 施行令第二十六条の二十四第五項第一号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（当該個人の氏名及び住所又は前項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限る。）とする。

一 国内に住所を有する個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ 住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名その他の事項を証する書類をいう。）、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書（法第四十一条の十四第三項に規定する商品取引員等（以下この条において「商品取引員等」という。）に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号ロにおいて同じ。）

ロ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

ハ 国民年金手帳（国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

ニ 運転免許証（道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）で、商品取引員

等に提示する日において有効なもの

ホ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が商品取引員等に提示する日前六月以内のものに限る。）

二 国内に住所を有しない個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ 外国人登録証明書

ロ 外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの

3 施行令第二十六条の二十四第五項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類（その法人の名称及び住所又は第一項第四号若しくは第五号に規定する場所の記載のあるものに限る。）とする。

一 内国法人（人格のない社団等を除く。） 当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記簿の謄本若しくは抄本（当該内国法人が設立の登記を

していないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（商品取引員等に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。第三号イ及び第四号において同じ。）

ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が商品取引員等に提示する日前六月以内のものに限る。）

二 人格のない社団等（国内に主たる事務所を有するものに限る。） 当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等であるものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ 前号ロに掲げる書類

三 外国法人（第一項第四号に掲げる外国法人に限る。） 当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該外国法人の第一項第四号に規定する登記に係る登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明

書

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 前号に掲げる外国法人以外の外国法人 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

4 国内に住所を有する個人が、法第四十一条の十四第三項の規定による告知又は施行令第二十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による告知をする日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、その者の外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し、第二項第二号ロに規定する外国人登録原票の記載事項証明書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（その者の氏名及び住所の記載があるものでこれらの告知をする日前六月以内に作成されたものに限る。）は、同項第一号に規定する書類とみなす。

5 商品取引員等は、施行令第二十六条の二十四第六項に規定する申請書を受理した場合には、同項の規定により、帳簿を作成し、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

一 当該申請書を提出した者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第一項に規定する場所。次項及び次条第一項第一号において同じ。）

二 当該申請書の提出があつた年月日及び当該申請書に添付された施行令第二十六条の二十四第五項各号に掲げる書類の写しの当該書類の名称

三 その他参考となるべき事項

6 前項に規定する申請書を提出した者は、その提出後、その氏名若しくは名称又は住所を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該申請書を提出した商品取引員等に、その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所を記載した届出書を、施行令第二十六条の第二十四第五項各号に掲げるいずれかの書類の写し（当該変更後の氏名又は名称及び住所の記載があるものに限る。）を添付して提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名若しくは名称又は住所を変更した場合も、同様とする。

7 第五項の規定により同項の帳簿を作成した商品取引員等は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第五項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

8 商品取引員等は、その受理した第五項に規定する申請書（施行令第二十六条の第二十四第六項に規定する書類を含む。）及び第六項に規定する届出書（同項に規定する書類を含む。）を、当該受理した日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

9 商品取引員等は、施行令第二十六条の第二十四第七項の規定による確認をした場合には、同条第八項の規定により、同項に規定する帳簿に、法第四十一条の十四第三項の規定による告知又は施行令第二十六条の第二十四第二項若しくは第三項の規定による告知の際に提示された同条第五項各号に掲

げる書類の名称を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

10 商品取引員等は、施行令第二十六条の二十四第八項に規定する帳簿（同条第六項に規定する帳簿を含む。）を、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（商品先物取引に関する調書の記載事項等）

第十九条の九 法第四十一条の十四第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その商品先物取引の差金等決済をした者の氏名及び住所
- 二 その差金等決済により成立した商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（法第四十一条の十四第四項に規定する約定価格等をいう。）
- 三 その商品先物取引の差金等決済の方法及びその差金等決済をした日
- 四 その商品先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額及びその差金等決済に係る取引の委託手数料の額（商品取引所法施行規則第四十七条第一項第五号に掲げる委託手数料の額をいう。）の合計額
- 五 その商品先物取引の差金等決済をした者が国税通則法第一百七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかかな場合には、その氏名及び住所又は居所
- 六 その他参考となるべき事項

- 2 施行令第二十六条の二十五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 施行令第二十六条の二十五第一項に規定する申請書の提出をする者の名称及び所在地
  - 二 法第四十一条の十四第五項の承認を受けようとする旨
  - 三 法第四十一条の十四第五項に規定する磁気テープ等の種類
  - 四 法第四十一条の十四第五項に規定する磁気テープ等の規格
  - 五 法第四十一条の十四第五項に規定する磁気テープ等の提出をもつてその提出に代えようとする同条第四項に規定する商品先物取引に関する調書の見込枚数
  - 六 その他参考となるべき事項
- 3 法第四十一条の十四第五項に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、磁気テープ又は磁気ディスクとする。
- 4 法第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の書式は、別表第九の二による。第二十条第一項中「第二十七条の四第五項第一号」を「第二十七条の四第六項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第四項第一号に掲げる」を「第二十七条の四第五項第一号に掲げる」に改め、施行令第二十七条の四第四項第一号に規定する」を「同号に規定する」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第四項第二号に掲げる」を「第二十七条の四第五項第二号に掲げる」に改め、「施行令第二十七条の四第四項第二号に規定する」を「同号に規定する」に改め、同項第三号中「第二十七条の

含まれている場合には、当該分割承継法人株式と当該分割承継法人株式以外の特定株式又は承継特定株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社」の欄に当該分割承継法人株式に係る所得税法施行令第113条第1項に規定する分割承継法人の所在地及び名称を記載し、「摘要」の欄に同項に規定する分割法人の所在地及び名称を記載すること。

別表第九(丁)の表中「租税特別措置法第41条の12第14項の規定により下記のとおり告知します。」を

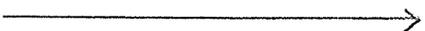
「租税特別措置法第41条の12第16項の規定により下記のとおり告知します。」に改め、同表の備考2

中「第14項」を「第16項」に改め、同表の備考3(二)中「第14項」を「第16項」に改める。

別表第九(三)の備考2(3)中「第41条の12第16項」を「第41条の12第19項」に改める。

別表第九(四)の備考2(3)中「第41条の12第17項」を「第41条の12第20項」に改め、同表の次に次の

表を加える。



別表第九の二

平成 年分 商品先物取引に関する調書									
商品先物取引の差金等 決済をした者	住所（居所）								
	氏 名								
商品先物取引の種類		決済の方法		決済損益の額			委託手数料		決済年月日
				百万 千 円			円		年 月 日
数量	枚	決済時の約定価格等			千 円 銭			限月	年 月
商品先物取引の種類		決済の方法		決済損益の額			委託手数料		決済年月日
				百万 千 円			円		年 月 日
数量	枚	決済時の約定価格等			千 円 銭			限月	年 月
商品先物取引の種類		決済の方法		決済損益の額			委託手数料		決済年月日
				百万 千 円			円		年 月 日
数量	枚	決済時の約定価格等			千 円 銭			限月	年 月
○ (摘要)									
○ (摘要)									
商品取引員等		所在地							
		名称							

(用紙 日本工業規格 A6)

備考

- 1 この調書は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた法第41条の14第4項に規定する商品先物取引（以下この表において「商品先物取引」という。）について、当該商品先物取引の差金等決済（同条第1項に規定する差金等決済をいう。以下この表において同じ。）をした場合の商品先物取引に関する調書について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「住所（居所）」の欄には、調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
  - (2) 「商品先物取引の種類」の欄には、差金等決済を行つた商品先物取引の商品取引所及び商品名について、東穀米国大豆、東京金、大阪ゴム指数、東穀粗糖OP-cのように記載すること。
  - (3) 「決済の方法」の欄には、商品先物取引の差金等決済の決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
  - (4) 「決済損益の額」の欄には、商品先物取引の差金等決済を行つたことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
  - (5) 「委託手数料」の欄には、差金等決済に係る取引の委託手数料の額（商品取引所法施行規則第47条第1項第5号に掲げる委託手数料の額をいう。）の合計額を記載すること。
  - (6) 「決済年月日」の欄には、商品先物取引の差金等決済をした日の年月日を記載すること。
  - (7) 「数量」の欄には、差金等決済をした商品先物取引の数量を記載すること。
  - (8) 「決済時の約定価格等」の欄には、差金等決済により成立した商品取引所法施行規則第48条第2号に掲げる対価の額、約定価格又は約定指数を記載すること。
  - (9) 「限月」の欄には、差金等決済をした商品先物取引の限月を記載すること。
  - (10) (2)から(9)までの欄には、商品先物取引の種類別に当該商品先物取引の差金等決済ごとに記載すること。
  - (11) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

(写真製版・その2より転写)

20807

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条の三の改正規定、第五条の六の改正規定、第十一条の三の改正規定、第十八条の第十五第十四項第三号の改正規定、第二十一条から第二十一条の六までの改正規定、第二十一条の九から第二十一条の十三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十一条の十四の改正規定、第二十一条の十六の改正規定、第二十二條の二の改正規定、第二十二條の四の改正規定、第二十二條の五第一項各号列記以外の部分の改正規定、第二十二條の七の改正規定、第二十二條の八の改正規定、第二十二條の九の改正規定（「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削る部分及び同条第一項第二号イに係る部分を除く。）、第二十二條の九の二から第二十二條の十三の二までの改正規定、第二十二條の十七の改正規定及び別表第六(二)の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定 平成十三年三月三十一日
- 二 第五条の二十三の次に一条を加える改正規定（第六条第五項に係る部分に限る。）及び第二十条の十九の次に一条を加える改正規定（第二十条の二十第五項に係る部分に限る。） 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第 号）の施行の日

三 第十一条第一項第四号イの改正規定、第十三条の三第一項第七号イ(1)の改正規定、同項第八号ハ及びホの改正規定、同項第九号イの改正規定、第十八条の八第二項第一号イの改正規定、同項第二号ハの改正規定、同条第四項の改正規定、第二十一条の十九第二項第七号イ(1)の改正規定、同項第八号ハ及びホの改正規定、同項第九号イの改正規定、第二十二条第三項第四号イの改正規定並びに第二十二条の九第一項の改正規定（「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削る部分に限る。） 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日

四 第十八条の改正規定、第二十二条の六の改正規定及び第二十八条の二に一項を加える改正規定（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の施行の日

五 第三十七条の四を第三十七条の五とし、第三十七条の三の次に一条を加える改正規定及び第三十九条の二の改正規定 平成十三年五月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。